

介護保険法に基づく介護保険事業所に係る指定の一部効力停止処分について

介護保険法に基づく監査を実施した結果、利用者への身体的虐待及び介護・世話の放棄・放任が認められたため、下記のとおり、指定の一部効力停止処分を行います。

1 事業所概要

- (1) 事業所名 特別養護老人ホーム ^{すげ}菅の里^{さと}
- (2) 事業所番号 1475400188
- (3) 所在地 川崎市多摩区菅北浦3-10-20
- (4) サービス種類 指定介護老人福祉施設、指定(介護予防)短期入所生活介護
- (5) 指定年月日 平成12年1月11日
- (6) 事業者名 社会福祉法人徳心会（川崎市多摩区菅北浦3-10-20）
理事長 石川 公二

2 経過

- 令和6年7月22日 多摩警察署より高齢者虐待事案通報票を受領
- 令和6年7月24日 監査実施（令和6年10月15日まで計2回）

3 処分の内容

- (1) 処分内容 指定の一部の効力を3月停止（新規利用者の受入停止）
- (2) 処分期間 令和7年1月1日から令和7年3月31日まで

4 処分の理由

- (1) 令和6年7月の夜間帯において、職員1名がベッド脇に滑落した利用者1名に対して、ベッドに放り投げる身体的虐待を行ったこと
- (2) 令和6年6月から7月の夜間帯において、職員2名が少なくとも2名の利用者に対して、ナースコールに対応せず介護・世話の放棄・放任を行ったこと

【問合せ先】

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 村上
電話：044-200-3802